

公共料金決定の理論

——限界費用原理の理論構造と問題点——

林 正 寿

序

公共料金の値上げ問題は連日の新聞、テレビを賑わしている。そこで再び公共料金決定法を吟味することも必要であろう。公共料金決定法にはいくつかあるがこの論文では限界費用原理の理論構造を明かにしそれに内在する理論的、実践的問題点を吟味する。

I 限界費用原理の理論構造

限界費用原理は1844年のディブイの論文⁽¹⁾により主張され後にホッテリング⁽²⁾により発展させられた。同じく限界費用原理に分類されても論者により多少のニュアンスの違いはあるがその骨子に於いては等しいと考えてよい。

単純化の為に線型函数を仮定する。

$$\text{需要函数} \quad p = a - bq \quad \text{---(1)}$$

$$\text{費用函数} \quad C = c + dq \quad \text{---(2)}$$

p, q , は各々ある特定の公共サービスの料金とその量を表わす。Cは総費用でありcは固定費用、dは限界費用を表わす。図(1)に於いては、

$d = OH, a = OE$ であり、MC, AC, MR, D_1 は各々限界費用曲線、平均費用曲線、限界収益曲線、需要曲線を表わす。我々の考察の対象を短期に限定するならば、 q_0 は当該公共企業の生産能力であり、単純化の為に q_0 に於いてはMC, AC共に垂直になると仮定する。

需要函数が当該公共企業に対して右下がりであると仮定することは、公共企業の有する独占的性格を考慮するならば妥当である。又費用函数に於いて限界費用は必ずしも一定である必要はないが、我々は考察の対象をいわゆる逓減費用の場合に限定したいのである。我々の考察の対象は勿論混合経済に於ける公共企業であり、何の不都合なく私企業として営まれる場合には公共企業とする必要はない。私企業から公共企業に移す理由は経済的理由だけでもないし、又経済的理由の中にもいくつかある。しかるにここでは、私企業の手任せておいてはその費用逓減の性格のゆえに独占に導くという理由で公共企業として営まれる場合に対象を限定する。良く知られた独占理論によるならば、料金又は価格は図(1)

(i) j, k 共にインプット。→技術的代替率は価格比率に等しい。(ii) j, k 共にアウトプット。→生産物変換比率は価格比率に等しい。(iii) j がインプット, k がアウトプット→インプットの限界生産力は価格比率に等しい。

(b) 交換条件 (6)式をそのまま利用すると j 財と k 財との間の商品代替率は価格比率に等しい。この中には余暇のように当初自分で保有していて自分の為に保留するものも含める。更に我々は完全競争が上記の条件によって示されるいわゆるパレート最適を保証することも後の議論との関係で付け加えておく。

さて我々の本題に帰るならば、公共料金を少なくとも限界費用に等しく徴集することはこの部門への過度の資源の投入を阻止する為に必要なのである。ところが我々の仮定している費用通減の条件の下ではこの企業は赤字に陥る。そしてこの赤字の処理の仕方に於いて限界費用原理の主張者は独得の論理を持っている。

結論から言うならば、赤字分は課税によってもその供給量が減少しない一括税 (Lump-sumtax) の性質を有する租税により徴集された一般財源より補填されるべきである。何故ならば図(1)に見るように限界費用に等しい料金から平均費用に等しく、従って独立採算制を可能にする料金への引上げは $\frac{1}{2} \Delta p \Delta q$ の大きさの社会的純損失を生ぜしめる。しかるに一括税はその性質により課税対象を調整することにより回避出来ないものであり、一応所得の分配効果を見捨てるならば、各々の消費者は同額の支出を公共料金という形態から一括税へと変えることにより社会的純損失の回避という意味での利益を得る。

以上は与えられた需要条件に対して当該公共サービスの供給能力が十分大である場合の議論であった。限界費用原理のもう一つの側面は供給能力に比して需要が過剰である場合に適応される。図(1)に於いては q_0 は生産能力限であり単純化の為にこの水準に於ては MC も AC も無限大と仮定する。又需要は何らかの理由で D_2 にまで拡張したとする。かかる条件の下での限界費用原理の主張は需要を限られた供給に等しくするまで料金を引き上げろということであり図(1)に於いて p_1 が正しい料金水準である。具体的には最近日本に於いても大問題となっている道路の麻痺状態を念頭に於けばよく、ある程度のスムーズで車の走れる状態を道路の供給能力と考えるならば通行料金零では需要過剰であり需要を調整する料金の賦課は正当化される。

以上で我々は限界費用原理の主要点は論じ尽くした。次の課題は実際の適用に於ける理論的、実践的問題点を吟味することである。

II 問題点の吟味

(1) 効用の可測性, 個人間比較可能性

すでに吟味したように限界費用原理の理論的な支柱の一つは社会的純損失の存在である。

これは馴染み深い用語では消費者余剰の部分であるが、ヒックスの指摘するようにこれは貨幣の限界効用がすべての人々に対して等しいことを仮定している。すなわち効用を消費者がある財・サービスを獲得する為に支払おうとする貨幣量で測定可能であると仮定し、したがって個人間の効用比較可能性を容認している。社会的純損失が $\frac{1}{2} \Delta p \Delta q$ で表現されるという命題の背後にはかかる強い仮定が存在することをまず銘記する必要がある。

効用の可測性や個人間比較については厳しい批判が与えられ、⁽⁶⁾ 順序付けのみを可能とするより弱い仮定に基いて理論が展開された。消費者は二つの場合の間に選択をする。一つは公共サービスにはすべて限界費用に等しい料金を支払い赤字補填分として余分の税を納める。他方は余分の納税は不用だが公共サービスに対しては独立採算制を取るのに必要な平均費用に等しい料金を支払うものとする。

$$(X^0) \cong (X^1) \text{ なら } \varphi(X^0) \cong \varphi(X^1) \quad \text{---(7)}$$

但し (X^0) は限界費用に等しい公共料金を支払う場合の消費者の選択する最適な財・サービスの組合わせ、 (X^1) は平均費用に等しい公共料金の下での消費者の選択する最適財・サービスの組合わせとする。 φ は任意の序数的効用指数であり不等号は選択されたという事実と効用指数がより大である事実を表わす。

1 消費者に関してはその選択を観察することによりいずれの組合わせがより大なる効用を与えるかに関する判断を下すことは可能である。又すべての消費者の組合せの選択が同じ方向である場合には我々は選択された方が社会全体にとって効用水準が高いと判断出来る。しかるに消費者の一部が (X^0) を他の一部が (X^1) を選択した場合には一般には個人間効用比較をすることなしには不可能である。ここで深く立ち入る余地はないが補償原理による解決法もいくつかの困難点を包含している。⁽⁷⁾ 我々は実践的政策の指針として厚生経済学を利用するに於いて何らかの個人間効用比較の必要を容認するものであるが、限界費用原理が貨幣の限界効用一定という形で個人間効用比較を仮定している点は明らかにしておく必要がある。

(2) 分配状態への影響

限界費用原理の支柱の一つは一括税の性質を有する租税が一般的財政需要と公共企業の欠損補填に対して十分な財源を徴集出来るとの暗黙の仮定である。ホッテリングがかかる性格を有する租税と考えているのは、所得税、土地税、人頭税、Site-tax、相続税等である。⁽⁸⁾ 現代の先進諸国家の租税構造を念頭に於いて考えるならばこの中最も重要な比重を占めているのは個人所得税である。法人所得税の占める比重も同じく重要ではあるが、公共企業の赤字補填分として徴集すべき追加的租税負担を問題としているのであり全体としては同額の租税を一括税で納めるべきか又は公共料金の一部として支払うべきかを考察しているのであるからここでは考察の対象から外す。

いずれの税をとってもその課税の原理は公共サービスの享受量とは独立であるのが一般であり、従ってここに受益者と費用負担者との間の乖離の問題が生ずる。一部の消費者にとっては公共企業のサービスをより安い料金で享受出来る利益にも拘らず赤字補填分として追加的に徴収される税の負担はそれを帳消しにして余りあり、むしろ消費者は企業の独立採算制を可能にする公共料金水準とより軽い租税負担の組み合わせを選択することは十分考えられる。かかる条件の下では(1)で指摘したように何らかの個人間効用比較をする以外にはいずれが社会全体の厚生水準を高めるかの判定は出来ない。

現実には極めて実現困難と考えられるが、何らかの分配状態に対する中立な税体系を通じて消費者は公共料金という形態から一括税の形態に置き代えて支払いを出来ると想定してもまだ問題は残る。なぜならば、限界費用原理の支柱の一つであるパレート最適の概念は相対的最適点であり、分配状態に応じて無限に存在するからである。理論的にはマズグレイヴの方法⁽⁹⁾のように資源の配分問題を考える時には安定部門による完全雇用の達成に加えて分配部門による最適分配状態の達成を仮定することは便利である。もし現実の分配状態も何らかの規準に従って最適状態にあるならば、かかる条件の下でのパレート最適の達成は社会にとって唯一の最適点を保証する。

しかるに分配状態は適正でないと判断された時にはどうであろうか。マズグレイヴの財政の分配部門は累進所得税と移転支出の手段を利用して分配の最適状態を達成する。しかるにこの方法は価格機構を利用した分配政策より摩擦が大であると考えられる。限界費用原理に伴う再分配効果は諸刃の刃であって場合によっては再分配の為の適当な手段の役割も果し得る。この場合には公共料金決定の規準は単に資源の最適配分の為のそののみでなく所得や富の最適分配の規準も包含したものであり、グラフの「公正価格」⁽¹⁰⁾と呼ぶ料金決定の規準である。

(4) 所得税と労働意欲

すでに述べたように、限界費用原理を支える重要な柱の一つは財政需要を満たす十分な一括税の性質を有する税収の存在であり、その中で特に重要なのは個人所得税である。ホッテリングは個人所得税を一括税の中を含めることにより暗黙の中に所得税が労働意欲を減少させないことを仮定している。しかるに所得税の労働意欲に対する効果については早くからミード⁽¹¹⁾などによって指摘された。すなわちある程度を超える所得税の負担は労働と余暇の間の適当なバランスを歪曲し、所得税は労働意欲に対する間接税のようなものであるから労働意欲が削減することが憂慮された。一般に限界費用原理の主張者は所得税が労働意欲を削減させないことを仮定し、又逆に限界費用原理の批判者は所得税の労働意欲の削減効果を強調する。

しかるに問題はそれ程簡単ではないようである。所得税の有する労働意欲の削減効果を

主張する人々の考慮していることは代替効果である。しかるにその他の要因として所得効果もあるし又職業によっては経済的要因はほとんど労働意欲に影響を与えないと考えられる。この問題に関して様々の要因を分析した後マズグレイヴもグードも⁽¹²⁾ほぼ同様の結論に達しているが、それは先験的には効果の大きさのみならず方向に関してさえも明白な断定を下すことは不可能のみか歴史的事実としての労働時間の短縮に関して税制としての所得税の効果については何とも言えないということである。

この点に関しては更により多くの研究が必要であるし、我々も早急な断定を下すことは差し控えたいが、現段階に於いては個人所得税を一括税の一種と考えたホッテリングの誤りはそれ程大きくはなかったと考えてよい。

すでに明かにしたように限界費用原理の理論構造に於いては、限界費用を上まわる部分は公共料金という形で徴収される一種の間接税と考え、同額の税額を一括税あるいは直接税で支払う場合と比較しどちらが社会全体の厚生が高いかを検討している。この問題提起は公共料金問題とは直接関係のない「間接税の超過負担問題」と同じである。リットル⁽¹⁴⁾はこの問題について論じ、直接税が間接税より負担が軽いという命題が労働供給量一定という仮定の下でのみ成立することを強調する。又間接税の課される以前の当初の状態は現実⁽¹⁵⁾に於いて必ずしも最適とは仮定出来ないのであるから間接税も場合によっては逆に社会全体の厚生水準を高め得る可能性のあることは、ホルフとブレイクによって指摘された。

(5) 現実の経済と競争条件

いかなる料金といえども社会的純損失を生じさせるにも拘らず限界費用に等しい料金は徴集するという考えは暗黙の中にパレート最適の必要条件を考慮し適用していることはすでに指摘した。抽象的な理論に於いて公共企業以外の部門に於いては完全競争が支配し、したがって限界費用に等しい価格決定が為されていると仮定することは便利であり容認され得る。しかるに公共料金決定問題は実際の政策の問題であり、それゆえ理論に於いて仮定されている内容が現実に適しているかが当然吟味されねばならない。

まず指摘すべきことは、限界費用原理は他部門に於いて完全競争が成立しているという条件の下でのみ妥当するということである。しかるに現実の経済に於いては不完全競争が支配的であるとの認識は早くから抱かれていた。我々は不完全競争を前提とした二つの異なる議論の例を見るのである。

一つは他部門すべてに於いて支配的な不完全競争のゆえに一率に限界費用の k 倍の高さに価格が決定されていると想定するものである。 k は1より大きい。かかる条件の下では公共企業の料金決定も又限界費用の k 倍に定めらるべきであり、その条件で十分であるとの主張が何人か⁽¹⁶⁾の論者により為された。確かに限界条件を表す(6)式に於いて、 j も k も共にアウトプットである場合や共にインプットである場合には p_j も p_k も共に k 倍としても

比率に於いては変わらない。しかるに問題は j がインプットで k がアウトプットの場合である。もしアウトプットと同様にインプットの価格も k 倍となるならば名目価格のみの変わるインフレーションと等しく、需要関数が零次同次の性質を有するとするならば實質に於いては全く何の変化もない。したがって不完全競争のゆえに仮定される限界費用の k 倍という価格はアウトプットにのみ適用される。

所得税と労働意欲に関して検討した条件と似た条件がここでも必要である。もし生産要素の供給の弾力性が零であるならば、限界費用の k 倍に等しい価格決定は最適資源配分をもたらす。しかるに生産要素の供給が変化するならば、たとえすべての財の価格が k 倍となっても最適状態は存在しない。⁽¹⁷⁾ 現実にかかる条件が存在するか否かは、所得税と労働意欲との関係と同様に実証研究によって究明しねばならない。更に我々が指摘したいことは、かかる条件の成立しない場合には最適状態の達成の為には価格は厳密に限界費用に等しくなくてはならないというラーナーやサミュエルソンの指摘はいかにもこの議論の前提である不完全競争の条件に不調和であり政策的意味を持たないということである。限界条件を満たす為にランゲ・ラーナー流の社会主義計画経済にするというのは本来転倒であり、我々が公共料金決定という現実の政策を考えるに当って不完全競争の場合を考えるということはそれを与件とみなしてその条件の下での最適料金決定法を究明することである。したがって、労働供給の弾力性に関しては所得税との関係で吟味したように何とも言えないとするならば、むしろ公共料金も又限界費用の k 倍に決定せよという提案の方が実践的に有意義である。

しかしいずれにしても上記の議論は不完全競争の条件を、すべての部門に於いて価格が限界費用の k 倍と仮定することにより過度に単純化して表現している。恐らくより現実的な想定は、一部には完全競争の状態が存在し他方に於いては不完全競争が厳然として存在する⁽¹⁸⁾ という場合であり、セカンドベスト定理はかかる状況を前提した上で最適公共料金を考察する。一般的な結論を述べると、かかる状況の下では公共料金を完全競争の下に於けるように限界費用に等しく決定することは資源の最適配分をもたらさないのみか逆に悪化させる。ランカスターとリプセイの吟味した単純化した特殊なモデルに於いては、次善的最適料金は限界費用の k' 倍に決定されねばならないと結論されるが、より一般的には何も言えないのである。 k を不完全競争部門に於ける価格の限界費用の倍率とすると $k > k' > 1$ である。

現実の競争状態を、セカンドベスト定理の前提とするようなものと見るのが妥当だとするならば、限界費用原理は理論的に激しく揺さぶられる。実際セカンドベスト定理は、限界費用原理の批判者によって主要な論点として利用されている。⁽¹⁹⁾ しかるに我々が指摘したいのは、かかる批判者は仮に限界費用原理の破壊に成功したとしてもそれに代わる原理の

提示に失敗していることである。

(6) 外部経済, 外部不経済

仮に完全競争が市場に於いて支配的だとしても真の意味でのパレート最適の達成を阻害する要因が存在する。それは外部経済や外部不経済の存在であり、別の言葉で言えば社会的費用（利益）と私的費用（利益）の乖離である。限界費用原理の主張者達はこの点について明かではなく限界費用によっていずれを意味するかも分からない。競争市場は私的限界費用と価格を等しくしても社会的限界費用とではない。仮に私的部門に於いては社会的限界費用（利益）と私的限界費用（利益）との乖離は無視されずとも外延性が大きいと考えられる公共部門に於いては両者の乖離はかなり大であると思われる。かかる外延性⁽²⁰⁾の存在こそ 50 年代の厚生経済学を極めて悲観的にした要因の一つであった。

III 評価と結論

以上主要な問題点のいくつかを論理的な側面から吟味してきた。明かなことは限界費用原理も実践的な指針を公共料金決定問題に関して提供するについては多くの難点を有していることである。それは多くの仮定に基いて成立しているが、これらの仮定は現実の経済に於いて実際に成立していると考え難いものが多いか又は明かでないかである。無限のパレート最適点の中で唯一の社会全体にとっての最適点に到達する為には、分配状態に関する最適状態が前提されねばならないが、この点に関しては疑問である。というよりはこの次元には価値判断が入りこむのであり、我々としては、現状としての分配状態が不相当と判断する人にとっては限界費用原理は最適状態を約束する原理でないことを指摘出来るのみである。

又限界費用原理は、供給の弾力性が課税に対して零である課税対象から一般財政需要に公共企業の赤字補填を追加した額に対して十分の税收を確保出来ることを仮定している。この仮定が現実成立するかどうかは、具体的な状況に於いて究明されねばならない。もし赤字補填用の追加的直接税が何らかのマイナスの効果を生むならばその大きさが測られプラスの効果と比較されねばならない。

又限界費用原理は完全競争が他部門に於いて支配的であることを仮定している。もし経済の一部に於いて不完全競争が存在するならば、公共企業の料金を限界費用に等しく決定することは資源の最適配分を保証しないのみか悪化させる。現実の条件に関して我々が提起したい問題点は、仮に現実の経済に於ける競争条件がかなり完全競争の条件に近い場合に於いてさえ私的部門の企業は実際に限界費用原理に基く価格決定をしているか否かである。ホールとヒッチを中心とするオックスフォード経済調査の明かにしていることは、経済学者によって企業の合理的行動の帰結として採用されると主張されている限界原理が実

業界のほとんどの人々によって採用されていないという事実である。⁽²¹⁾むしろ彼等の採用している方法はフル・コスト原理である。ここで深入りする余地はないが、もし私的部門に於ける価格決定方法がフル・コスト原理であるとするならば、実践的政策の理論としての公共企業の料金決定原理は再構成されねばならない。

経済の外延性は限界費用原理の適用を阻止する要因の一つである。かかる多くの要因は多くの経済学者をして厚生経済学の実際の政策への適用に関して極めて悲観的にした。しかるにここで注目すべきは、限界費用原理を実践している例があることである。我々の知る限りに於いて最も精力的に限界費用原理の発展に貢献し又この原理を実践に移したのは仏の国有企業である。論文集 *Marginal Cost Pricing in Practice* の編纂者のネルソンの「経済学はもはや陰うつなる科学でないとしても良き知らせは経済学者の間に今もって常に速く広まるとは限らない。」⁽²²⁾という冒頭の言葉の示唆するように、ここでは全体にわたって経済学の理論の実際への適用に対する楽観主義と確信が溢れている。しかるに多少酷な批評を下すならば、それは「盲蛇に怖じず」的 성격の楽観主義である。我々が検討してきた問題点を十分に吟味し克服した後に到達した楽観主義というよりも最初から大胆にかかる問題点を捨象してしまっている。したがってボーマル等の抱いた悲観主義を真に慰めることは出来ない。

限界費用原理への批判は投資政策との関連からも為されている。すでに述べたように限界費用原理に於いては赤字の容認とその一般財源からの補填は前提されている。批判者はこのことが投資政策を放慢にし又経営能率を低下させるとする。⁽²³⁾この批判は自由主義競争経済から社会主義経済に向けられる批判に類似している。この点に関しての判断は極めて困難であるが他の条件にして等しい限りかかる傾向を認めてよいと思う。ソビエト経済に於ける利潤の導入は一つの参考になる。⁽²⁴⁾

最後に強調しておきたいことは、我々の主として論じてきた場合は供給能力に比して需要の量が小である場合であったが、限界費用原理はその一部として需要が供給能力より大である場合も含むのであり、その場合には需要を限られた供給に等しくするまで料金を高く定めることを要請していることである。時間によって需要量の激しく変動する場合にはこれら二つの場合に適当な料金を定めたならば独立採算を可能にする事も十分考えられる。供給能力を変えるのは投資政策であるが、最適投資政策がとられるならば限界費用原理によっても独立採算は可能である。⁽²⁵⁾

以上我々は多くの問題点を吟味してきた。しかるにそれはすべて質に関してであり量に関しては何も語らなかった。しかるに実際の政策遂行に於いては量が究明されなければならない。公共料金決定にも他のすべての政策と同様に実に多くの要因が関係してくる。それらの要因の重要さはすべて量によって加重された質である。それらの量の大ききの究明は実

証経済学の成果を待たねばならない。

又我々は対象を限界費用原理に限定して議論したが、他の公共料金決定法との比較に於いて最も適当な方法が取られねばならない。しかるにかかる比較検討は別の論文を必要とする。

註

- (1) Jules Dupuit, "De la mesure de l'utilité des travaux publics," 1844, 英訳, "On the Measurement of the Utility of Public Works," *International Economic Papers*, No. 2, 1952, pp. 83~110.
- (2) Harold Hotelling, "The General Welfare in Relation to Problems of Taxation, and of Railway and Utility Rates," *Econometrica*, Vol. 6, No. 3. 1938, pp. 242~269.
- (3) J. Dupuit, *op. cit.*, p. 104.
- (4) P. A. Samuelson, *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, 1947, pp. 203~253; A. P. Lerner, *Economics of Control*, New York, 1944.
- (5) J. R. Hicks, *Value und Capital*, 2nd ed., London, 1946, pp. 38~41.
- (6) L. ロビンズ, 中山伊知郎監修, 辻六兵衛訳, 『経済学の本質と意義』, 東洋経済新報社, 昭和32年.
- (7) Nancy Ruggles, "The Welfare Basis of the Marginal Cost Pricing Principle," *Review of Economic Studies*, Vol. 17, No. 42, 1949~50, pp. 29~46.
- (8) H. Hotelling, *op. cit.*, pp. 145~157.
- (9) Richard A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, Tokyo, 1959, pp. 28~41.
- (10) J. de V. Graaff, *Theoretical Welfare Economics*, Cambridge, 1967(1957), pp. 142~155.
- (11) J.E. Meade, "Price and Output Policy of State Enterprise," *Economic Journal*, Vol. 54, 1944, pp. 321~28, "Rejoinder," pp. 337~39.
- (12) Richard A. Musgrave, *op. cit.*, pp. 232~56.
- (13) Richard Goode, "The Income Tax and the Supply of Labor," *Journal of Political Economy*, Vol. 57, No. 5, 1949, pp. 428~37.
- (14) I.M.D. Little, "Direct versus Indirect Taxes," *Economic Journal*, Vol. 61, No. 243, 1951, pp. 577~84.
- (15) E.R. Rolph, & G.F. Break, "The Welfare Aspects of Excise Taxes," *Journal of Political Economy*, Vol. 57, No. 1, 1949, pp. 46~54.
- (16) Ragnar Frisch, "The Dupuit Taxation Theorem," *Econometrica*, Vol. 7, 1939, pp. 145~50; "A Further Note on the Dupuit Taxation Theorem," *ibid.*, pp. 156~57, H. Hotelling, "The Relation of Prices to Marginal Costs in an Optimum System," *ibid.*, pp. 151~55.; J.A. Nordin, "The Marginal Cost Controversy: Reply," *Economica*, N. S. vol. 14. 1947, pp. 134~49,
- (17) P.A. Samuelson, *op. cit.*, p. 240; A. P. Lerner, *op. cit.*, pp. 102~104.
- (18) R.G. Lipsey & Kelvin Lancaster, "The General Theory of Second-Best," *The Review of Economic Studies*, Vol. 24, No. 63, 1957, pp. 11~32.
- (19) J. Wiseman, "The Theory of Public Utility Price, An Empty Box," *Oxford Economic Papers*, Vol. 9, 1957; "The Theory of Public Utility Price, A Further Note," *id.*, *Oxford Economic Papers*, Vol. 11, 1959.

- (20) W.J. Baumol, *Welfare Economics and the Theory of the State*, 2nd ed., London, 1965.
(1st ed., 1952)
- (21) R.L. Hall, & C.J. Hitch, "Price Theory and Business Behaviour," *Oxford Economic Papers*, No. 2, 1939,
- (22) J.R. Nelson ed., *Marginal Cost Pricing in Practice*, New Jersey, 1964, p. vii.
- (23) 熊谷尚夫, 『経済政策原理』, 岩波書店, 1964, p. 254.
- (24) 野々村一雄, 宮鍋轍, 志水速雄編訳, 『ソヴェト経済と利潤』, 日本評論社, 1966.
- (25) J.R. Nelson ed., *op. cit.*, pp. 69~72.